## アメリカ合衆国における懲罰的損害賠償の判例法史 -判例法史から見る「懲罰」の理論と課題-

#### 吉村 顕真

#### 目次

- I はじめに:問題の所在と課題の設定
  - 1. 日本法における議論の現況
  - 2. 課題の設定と分析方法
- Ⅱ 各州判例法から見る「懲罰」概念の歴史的変遷
  - 1. 無形の損害填補としての制裁:18世紀末から19世紀前半の状況
  - 2. 私的不法行為に対する個人的制裁:19世紀後半から20世紀前半の状況
  - 3. 公的不法行為に対する社会的制裁:20世紀後半以降の状況
- Ⅲ 連邦判例法から見る「懲罰」概念と算定方法の関係
  - 1. BMW v. Gore 判決: 懲罰賠償による社会的利益の追求範囲
  - 2. State Farm v. Campbell 判決:個人主義的算定方式の示唆
  - 3. Philip Morris v. Williams 判決: 第三者損害をもとにした制裁の否定
  - 4. 連邦最高裁判決の傾向と課題
- Ⅳ おわりに:本稿の総括と今後の課題
  - 1. 本稿の総括
  - 2. 若干の示唆と今後の課題

#### I はじめに:問題の所在と課題の設定

### 1. 日本法における議論の現況

現在、不法行為法の領域においても様々な見直しが検討され始めている(1)。その見直し作業のひとつとして、不法行為制度の目的・機能をめぐる議論がある(2)。この問題に関別では、従来から、民事責任と刑事責任を峻別するという原則(以下において、民刑峻別の原則と言う。)のもと、不法行為法における損害賠償の目的は、不法行為によって被害者に生じた損害を「填補」することであって、不法行為者に対する「制裁」や不法行為るによってきた(3)。また、損害賠償の役割として考えられてきた(3)。また、損害賠償の役割は損害填補であるとの前提をもとに、戦前から「損害の公平な分担」が不法行為法の新たな指導原理として主張され、戦後においてその原理

をもとにした損害賠償論が展開していった<sup>(4)</sup>。もっとも、不法行為制度の『目的』論レベルでは確かに否定されてきたが、『機能』論レベルでは「制裁」や「抑止(予防)」といった側面が事実上あることが多くの論者や裁判所によって認められてきた<sup>(5)</sup>。いずれにしても、不法行為法における制裁や抑止といった目的・機能論に関して十分に議論されることはなかった。

しかしながら、とりわけ1990年代以降において、不法行為法において従来から否定されてきた制裁や抑止といった役割を再考する動きが、立法論、裁判実務、学説といった様々な領域でしばしば見られるようになった(⑥)。それを必要とする究極的な理由は、違法行為を抑止するというところにあるが、やはり現段階においてもその制度に対しては消極的な立場が全体的に強く、民刑峻別の議論を中心とした反論によってその議論が新たな展開を

していかない状況にある。また、積極派の議論としても、消極派の言う批判に対して正面から積極的な再反論をしてこなかったことに加え、消極派が主張する伝統的な批判の視点を動かすだけの新たな見解や素材を十分に提示してこなかったため、議論する機会が到来しても、その機会を逃し、そのまま終わるという状況にあった(7)。

#### 2. 課題の設定と分析方法

そこで、本稿では、将来において日本不法 行為法での民事制裁論を進展させていくため に、まずは懲罰・制裁の概念とはいかなるも のか、すなわち、個人的応報を求めるものな のか、それとも社会的利益を求めるものなの か、またそれに伴って制裁を金銭的に実現す る際にはどのような事情を考慮していくの か、といった基礎的な問題を分析していくこ とにする。しかしながら、この問題を検討す るに当たっては、日本法においては上述した ように従来から十分に議論されてこなかった ため(8)、外国法での経験・議論を参考にする 必要があろうが、とりわけアメリカ合衆国に おける懲罰的損害賠償(以下、懲罰賠償とい う)の「懲罰」概念およびそれを具体化する ための事情・要素に着目することが有益であ ろう。

すなわち、アメリカでは、とりわけ20世紀 末頃から、高額な懲罰賠償を被告に課すとい うことは刑事制裁を科す場合と同じであると の批判がしばしば主張されるようになり、連 邦最高裁を中心にして、憲法保障、特に デュー・プロセスをもとにした高額な懲罰賠 償の合憲性審査がされるようになった。その 一方、学説においては、従来は懲罰賠償制度 の機能論や法と経済学による抑止論に基づい てその正当性が主張されてきた。これに対し て、近年の学説では、連邦最高裁における一 連の議論を受けて、なぜ刑事制裁などの他 に、民事上においても懲罰賠償が必要なのか が議論されるようになり、改めて「応報論」の観点から「懲罰」賠償とはいかなる概念なのかについて再検討されるようになった。このようなアメリカでの議論からすると、日本不法行為法における制裁論に対して一定の示唆を与えるように思える。

もっとも、本稿には紙幅の制約があることから、アメリカでの上記の議論状況を2段階に分け、第1段階の分析のみを本稿でとりあげることとする。まずその第1段階の分析において、アメリカの州および連邦の判例法において「懲罰」の概念がどのように理解され、それを具体化するにあたっていかなる事情を基にして金銭的に評価していくのかという点を分析していくことにする。そして、第2段階の分析として、近年のアメリカでの学説における「懲罰」概念の理論的動向を分析していくことを予定しているが、これに関しては別の機会において分析していくことにする。

以下において、第1段階の分析をしていく ために、まず「Ⅱ | では、アメリカの各州裁 判所において一般的に懲罰賠償の「懲罰」概 念が個人的制裁から社会的制裁へと変容して いったその歴史的過程を分析していくことに する。次いで「Ⅲ」では、近年の連邦最高裁 において懲罰賠償に対するデュー・プロセス の審査が提起される中、社会的制裁としての 懲罰賠償の概念が、損害賠償という具体的な 実現手段においてどのような事情をもとにし て反映されるのかということを分析してい く。最後に「Ⅳ」では、本稿を総括すること を通じて、アメリカにおける懲罰賠償の概念 とその算定方法には現実的な乖離があること を指摘し、日本法へ若干の示唆をしていくこ とにする。

## Ⅱ 各州判例法から見る「懲罰」概念の歴史 的変遷

## 1. 無形の損害填補としての制裁:18世紀末 から19世紀前半の状況

英米法、とりわけ、アメリカ法においてコ モン・ロー上の懲罰賠償が初めて認められた のは、1784年のサウスキャロライナ邦におけ る Genay v. Norris 判決である (9)。 この事件 は、医師である被告が、口論をした原告と偽 りの和解をする際に、原告のワイングラスに 多量のカンタリデス (cantharides = いわゆ る Spanish fly) を入れ、それを原告に飲ませ た結果、原告が激しい苦痛を受け、その後し ばらくその薬の効果が残ったというものであ る。サウスキャロライナ邦裁判所は、被告の 「はなはだしく残忍な不法行為 (a very wanton outrage)」によって、原告が激痛を受けたこ とや、被告が医師であったということを考慮 し、原告が主張する「懲罰賠償(exemplary damages)」を認めた<sup>(10)</sup>。本判決において注 目すべきことは、確かに医師である被告が残 忍な行為をしたことに対して懲罰賠償という 制裁を被告に課しているが、実質的にはこの 時期に填補賠償によって填補することが認め られなかった損害、すなわち原告が被った激 しい苦痛を填補するためにそれを認めている という点にあるだろう。

次いでコモン・ロー上の懲罰賠償を認めたのは、1791年のニュージャージー州におけるCoryell v. Colbaugh 判決である(II)。本件は、被告が原告の娘との婚約を破棄したため、その娘の父親が被告に損害賠償を請求したというものである。この事件で、裁判所は「訴えられた損害は、最も非道かつ不名誉な性質を備えており(most atrocious and dishonorable nature)、それゆえ懲罰賠償に値する」と説示で述べた。その理由は、被告の「そのような行為は、損害を受けた女性の安心と期待を破壊しただけでなく、子孫(children 娘)が

損害を受けること (ruin) によってその家族 や両親をみじめにさせた」ということであっ た。そして、「苦痛や現実的損害というあら ゆる特定の証明によって損害賠償を評価する のではなく、将来においてそのような違法行 為を思いとどまらせるために、見せしめ (example's sake) を理由とする損害賠償を認 めるべき | として懲罰賠償を認めた<sup>(12)</sup>。さ らに、そのような懲罰賠償は「陪審の非難を 表し、かつ他者への見せしめとしての金額 | であるとも述べている(13)。本判決において、 確かに加害者制裁や違法行為の抑止という観 点から懲罰賠償を認めている。しかし、事件 の本質的側面に照らして考慮すると、名誉の 回復という無形損害を填補する点にその認定 の主たる根拠があると言えるだろう。

このように、この時期においては、懲罰賠償は主に無形の損害填補という意味合いから認められていたものの、加害者制裁や無形の損害填補といった複数の要素が混同している状況で<sup>(14)</sup>、まだその概念を十分に検討し、かつ明確に確定しようとする状況ではなかった。

## 2. 私的不法行為に対する個人的制裁:19世 紀後半から20世紀前半の状況

しかしながら、19世紀中頃から後半にかけて、アメリカでも民刑分離が意識される中で、民事訴訟で認められる懲罰賠償の制裁的要素に関する存在意義が議論の対象とされた。また、この時期から填補賠償の概念が拡大し、無形の損害も賠償の対象とされたこともあって、多くの州では一般的に懲罰賠償を「制裁」へと純化させていった(15)。そして、その一連の議論において、刑事制裁に加え、、懲罰賠償という民事制裁にも被告がさらさられる場合に、各州憲法における「二重の危険」条項に抵触するとの問題も指摘されるようになり、各州の裁判所は「懲罰とは何か」について間接的ながらも一定の言及をした。そこ

で、この点につき参考になる2つの有益な判例を取り上げ、その概念を見ることにする。

まず、有益な州判例のひとつとして、アイオワ州における1866年の Hendrickson v. Kingsbury 判決が挙げられる(16)。本件は、刑事制裁の対象である被告の暴行及び脅迫に対して、さらに原告が懲罰賠償の請求をしたことで、「二重の危険」の原則との抵触が争点となったというものであるため、懲罰賠償の概念そのものが直接の争点になったわけではない。しかし、本判決の中で、懲罰賠償の概念を分析することに有益な言及をしている。すなわち、アイオワ州最高裁は、懲罰賠償と刑事制裁との「二重の危険」の問題を回避するために、両制裁の違いを次のように述べた。

「民事事件において、損害賠償が罰の目的で認められるということは、社会に対してなした不法行為(wrong done to the public)について負わされる罰金(penalty)とは必ずしも関係しない。しかし、それは金銭的損害賠償(pecuniary damages)とは区別する目的で懲罰賠償と呼ばれ、そしてそうしたものを私人個人に対してなした不法行為についての罰(a punishment for wrong done to the individual)として特徴付けるために懲罰賠償と呼ばれる(17)。」

このように、懲罰賠償を「被害者個人になされた不法行為に対する罰」として位置付けることで、社会になした不法行為に対しての罰として位置付けている刑事制裁との違いを説明しているが、ここからその概念に関する一定の示唆を得ることができる。すなわち、での見解は刑事制裁と対比しつつ、懲罰賠償される罰として位置付けていることからすると、懲罰賠償とは、刑事制裁のように社会的な意味合いをもった制裁と言うよりも、むしろ被害者個人としての「私的応報」を意味し

ていると言えるだろう<sup>(18)</sup>。

また、この時期に懲罰賠償を私的応報として解釈した、もうひとつの有益な州判例として、ウィスコンシン州における1878年のBrown v. Swineford 判決が挙げられよう。この事件においても「二重の危険」が直接的な争点になったが<sup>(19)</sup>、この判決の中でウィスコンシン州最高裁は懲罰賠償の概念について Hendrickson v. Kingsbury 判決と同様の発想を示した。この点につき、次のように述べている。

「刑事上の罪に関する判決は、社会に対 する罪に関するものである。[これに対して、] 不法行為に関する判決は、私的な被害者 (private sufferer) に対する罪に関するもの である。懲罰賠償は、見せしめのために公 的な権利で行使するけれども、それは公的 な罰 (public punishment) として行使する のではなく、私的な損害賠償 (private damages) として行使するのである。[それは] 犯罪としての行為に対するものではなく、 不法行為としての行為に対するものであ り、「また〕州に対するものではなく、私 人の被害者に対するものである。……(省 略) ……厳格に懲罰 (punitory) として考 えると、その損害賠償は、私的な不法行為 (private tort) の罰に関するものであって、 公的な犯罪 (public crime) の罰に関するも のではない<sup>(20)</sup>。|

これらの判決の中で言及されているように、この時期の裁判所は、懲罰賠償の概念について私的応報という言葉を明確に用いていない。ここでは確かに「見せしめ」という一定の社会的意味をもった権利として行使するものの、それはあくまでも当該被害者に為された不法行為との関係で認められる罰として損害賠償を認めるとしていることから、実質的には私的応報を意味しているものと言える。もちろん、このような上記の2つの判決

で見られた裁判所の解釈は、20世紀初頭における同様の事件に対する諸々の判決の中からも見られるが<sup>(21)</sup>、結局のところ、この時期における「懲罰」賠償とは、被害者個人に為された不法行為に対しての制裁、すなわち裁判所を通じての被害者による私的応報を意味していたと言えるだろう。

## 3. 公的不法行為に対する社会的制裁:20世 紀後半以降の状況

しかしながら、20世紀後半以降において は、とりわけ製造物責任訴訟で見られるよう に、大企業によるひとつの行為・行為過程が 非常に多くの者に被害を及ぼす「大量不法行 為 (mass tort)」という新たな不法行為類型 が出現したことを受けて(22)、懲罰賠償は上 述したような単なる当該被害者個人による 「私的応報」としての制裁を超えて、より広 い社会的意義をもった「社会的制裁」へと変 容していった。脅迫・暴行、名誉毀損、侮辱 のような伝統的な故意不法行為類型では、単 に二当事者間での孤立した小事件で懲罰賠償 が請求されるに過ぎなかった。そのため、陪 審は目前にいる1人の原告と1人(または数 人)の被告をもとにして、一般的経験から、 当該被告への制裁及び当該被告やその他の者 に対する将来的抑止をするための十分な金額 を判断していくだけであった<sup>(23)</sup>。これに対 して、この時期に特に問題となった大量不法 行為の場合、その不法行為が地域社会全体に 大きな影響を及ぼすという性質を備えている ことから(24)、その行為の社会全体への影響 を考慮せずに評価できない。そのため、伝統 的な故意不法行為類型のように「特定の原告 に対しての不法行為 | としては単純に考えて いくことができなかった<sup>(25)</sup>。したがって、 大量不法行為が発生する社会が到来したこと により、懲罰賠償の概念が自ずと拡張的に変 容していったと言えるだろう。

この時期の各州の判例において、懲罰賠償

の概念そのものを直接的に言及・検討するも のは見当たらないが、20世紀後半の製造物責 任訴訟を代表する判決とも言えるカリフォル ニア州における1981年の Grimshaw v. Ford Motor Co. 判決の中から、懲罰賠償の概念が 変容していることを読み取ることができる<sup>(26)</sup>。 この事件は、フォード社の製造するピントと いう車を運転していた被害者らが後続の車に 追突された結果、ピントの後部に付けられた ガソリンタンクが炎上したことにより、その 運転手グレイ (Grav) が大火傷により数日後 に死亡し、同乗者の少年グリムショウ (Grimshaw) が顔や全身に大火傷・大怪我を 負ったため、被害者らがフォード社に対して 損害賠償請求訴訟を提起したというものであ る。本件事実審における証言で、後続の車に 追突された場合に大惨事が起きることを知っ ていたこと、市場に出されたピントを回収し て安全対策をするよりも被害者が現れた際に 損害賠償を支払った方が安くつくため会社に とって有利であるということが明らかにされた。

このような証言を受けて、陪審は、費用節 約のために安全装置を取り付けなかった フォード社が、グリムショウに251万6千ド ルの填補賠償ドルおよび1億2500万ドルの 懲罰賠償を支払うことを認めた。またグレイ の相続人には55万9680ドルの填補賠償を支 払うことを認めた。もっとも、本件の懲罰賠 償金1億2500万ドルの算定根拠は、1台あた りの安全対策費用にピントの総数をかけたも のであったが、最終的には事実審裁判官によ り 懲罰賠償額が300万ドルに減額された(27)。 これに対し、フォード社は上訴し、本件の証 拠が害意に基づく企業責任を認定するには不 十分であること、懲罰賠償が認められるべき ではないこと、その金額が過大であるため再 審理や損害額縮減決定 (remittitur) をすべき ことなどを主張した。これを受けて、カリ フォルニア州上訴裁判所は被告フォード社に 対して懲罰賠償を課すことを認定するが(28)、そ

の際にカリフォルニア州上訴裁判所はフォード社の不法行為の特徴について次のように述べている。

「フォードは最小限のコストで危険な設計上の欠陥を正すことができたはずであったが、人の命や手足を企業利益と釣り合わせる費用利益の分析(cost-benefit analysis)に従事することによって、欠陥修理を後回しにすることを決めたという証拠があった。フォードの組織的精神は公共の安全性に対して冷淡な無関心さ(callous indifference)のひとつであることを示すものであった。フォードの行為が消費社会のメンバーに対する権利侵害を惹き起こす蓋然性のある意図的無関心(conscious disregard)を構成するとの十分な証拠があった(29)。」

確かに本件は当該原告との関係で提訴されたものである。しかし、カリフォルニア州上訴裁判所は、フォード社の組織的精神から公共の安全性に対する意図的無関心という重大な根本的問題を指摘した上で、本件フォード社の不法行為を当該原告ではなく、社会全体との関係で評価している。こうしたことからすると、カリフォルニア州上訴裁判所はそのような公的不法行為として位置付けていると言えるが、ではそのような公的不法行為との関係で懲罰賠償の概念をどのように理解しているのか。この点に関して、カリフォルニア州上訴裁判所は次のように述べている。

「営利が関係しない伝統的な故意不法行 為においては、填補賠償だけでも将来の違 法行為に対する効率的な抑止として役立ち うるが、営利が関係する不法行為において は、製造業者は欠陥を補修するよりも、む しろビジネス費用の一部として填補賠償を 支払う方がより利益をもたらすということ を知っている。……政府の安全性基準及び刑事法は、欠陥製造物の製造および流通に対する消費者保護を十分に提供しそびれてきた。したがって、懲罰賠償は不完全に設計されかつ大量に製造された商品から消費者を保護するための最も効率的な救済策として存続している。懲罰賠償は、法の諸準則(rules of law)を実現するように私人個人にそうするための費用、すなわち考慮されるがその他の方法では回復できないという費用を取り戻せるようにする(30)。」

以上のように、カリフォルニア州上訴裁判 所は民事上の懲罰賠償を政府による行政規制 や刑事規制に代わる消費者保護措置として位 置付け、もっとも効率的な救済策として積極 的な評価をしていることからすると、もはや 懲罰賠償をかつてのような私的不法行為に対 する個人的制裁として位置付けているわけで はないことがわかる。また、カリフォルニア 州上訴裁判所は懲罰賠償を認めることによる 現実的機能として、懲罰賠償が原告による提 訴を促すことになるという点に加え、原告が 懲罰賠償を得ることによって訴訟費用などが 事実上填補されるという点も明確に言及して いる。これは要するに原告が社会的利益の実 現を積極的に成し遂げることができるように するという社会的観点に基づいた説明であ り、ここからも単なる私的制裁として位置づ けているわけではないことが読み取れる。

これに加え、この時期から懲罰賠償の概念が社会的制裁へと変容していったことを間接的に示唆する動きがその他のところでも見られるようになった。そのひとつの動きが州立法による改革である。すなわち、懲罰賠償を請求する場合に、各州レベルで通常の民事訴訟の手続きから刑事手続きを参考にしたそれ相応の手続きへと修正する必要性が意識され始め、実際に、多くの州で民事上の証明基準

を上げる改革や懲罰賠償金の一部を何らかの基金などへ分配する改革など、懲罰賠償に対する様々な制限立法を通じて改革してい動きが見られた(31)。そしてもうひとつの動きが連邦最高裁の判例法による一連の改革である。すなわち、懲罰賠償も刑事制裁と同じにより被告の財産が恣っては懲罰賠償により被告の財産が恣ったは懲罰賠償により被告の財産が恣ったは激罰賠償におけるデュー・増いるようになった(32)。そして、実際に連邦最高裁においてもデュー・プロセスによる規制の必要性がしばしば指連邦はるようになった(32)。そして、実際に連邦最高裁においてもデュー・プロセスによる機制に対してもデュー・プロセスによる機制に対してもデュー・プロセスによる機能により組まれるようになった。

このような州立法および連邦判例法の動向 も併せて考慮すると、この時期における懲罰 賠償の概念は20世紀前半までに見られた私 的不法行為に対する個人的制裁というもので はなく、もはや刑事法や行政法における制裁 と類似する社会的制裁へと、すなわち社会全 体に悪影響を及ぼす不法行為に対して課す社 会的制裁へと変容をしていったと見ることが できるだろう(33)。もっとも、こうした動き には政治的背景から立法や判例法を通じてあ には政治的背景から立法や判例法を通じても には政治のでとしてあろうが、いずれにして も、この時期に懲罰賠償が社会的制裁として 変容したことは確かである。

そこで、以下においては、まず、連邦最高 裁においても懲罰賠償の概念を私的不法行為 に対する個人的制裁としてではなく、社会的 制裁として捉えていることを連邦最高裁の判 決から確認していく。また、その際に、懲罰 賠償による社会的利益の追求とはいかなる範 囲を指すのか、さらに損害賠償という枠組み の中で社会的利益を反映するためにはどのよ うな判断をしていくのかといった点にも着目 し、懲罰賠償の概念とそれに対応する判断基 準の現況を分析していくことにする。 もっとも、連邦裁判所と州裁判所ではそも そも管轄が違うため、連邦最高裁による判例 法とは別に、各州裁判所におけるデュー・プロセスに基づく懲罰賠償額の合憲性審査を 扱った判例にも着目する必要もあろう。しか し、連邦最高裁はある意味で事実上の最終裁 判所としての判断をしており、また連邦最高 裁の示した法的判断方法は各州裁判所の判断 に対して一定の理論的影響を及ぼしていることから(34)、以下では各州裁判所における デュー・プロセスの問題には着目せず、連邦 最高裁のそれにのみ着目していくことにする。

## Ⅲ 連邦判例法から見る「懲罰」概念と算定 方法の関係

## 1. *BMW v. Gore* 判決: 懲罰賠償による社 会的利益の追求範囲

1990年代から、連邦最高裁においてもデュー・プロセスによる合憲性判断を通じて 懲罰賠償に対して一定の規制がかけられるようになったが<sup>(35)</sup>、連邦最高裁の判例で懲罰 概念を検討するにあたって有益なものはとりわけ1996年の BMW v. Gore 判決である<sup>(36)</sup>。そして、この判決において本稿との関係でもとして、この判決において本稿との関係でも立る。としても、それを損害賠償するという形で考慮する際にはどの範囲まで、するという形で考慮する際にはどの範囲まで、一定のおちアメリカ全体の利益を視野に入れた制裁にするのか、それとも州内利益に限定した制裁になるのかという問題について、一定の言及をしているところにある。以下、それについて言及している部分に着目していくことにする。

本件は、新車と思って購入した原告 X の車が実は再塗装されていた車であったため、重大な事実の隠蔽にあたるとし、被告 Y に対して填補賠償と懲罰賠償を求める訴訟を起こしたというものである。本件アラバマ州の事実審は懲罰賠償額を算定する際に、X の実

損害が4.000ドルであること、また1983年以 降にアラバマ州を含めた14州で再塗装され た983台の車を新車として売ったという X が 提出した証拠をもとに、そのような車を 1.000台売ったということから、本件懲罰賠 償を400万ドルと評決した。しかしながら、 アラバマ州最高裁は、別の管轄で起きた行為 をもとにして算定したことを否定し、懲罰賠 償額を200万ドルとする損害額縮減決定 (remittitur) をした<sup>(37)</sup>。このような判決に対 して、Yが連邦最高裁に上告し、その裁量上 訴が認められた。連邦最高裁において、実体 的デュー・プロセスの観点から200万ドルの 懲罰賠償額が憲法上許される範囲を超えるか どうかが判断されたが、その結論としては 200万ドルの懲罰賠償が過大であるとされ た。本判決にはいくつかの重要な意義がある が、本稿との関係で注目すべき点は、その制 裁の射程範囲である。この点について、連邦 最高裁は次のように述べ、懲罰賠償によって 被告の州外行為を罰することを否定した。

「懲罰賠償は、違法行為を罰し、そして その反復を抑止するという州の正当な利益 を促進するために適正に認められる。我々 の連邦制において、州が様々な事件類型及 び特定の事件において認められる懲罰賠償 のレベルを判断する際に、州は相当な柔軟 性を当然に有している。懲罰賠償を認める 多くの州は、陪審に似たような自由裁量 (latitude) を与えており、認められた損害 賠償は州の適切な罰と抑止の利益を擁護す るために合理的に必要であることのみを要 求している。こうした利益との関係で、金 額が"著しく過大"と公正に分類されると きだけ、それは第14修正のデュー・プロセ ス条項を侵害する恣意的領域に入る。この ような理由から、連邦上での過大性審査 は、懲罰賠償が果たす州の利益を識別する ことから始まる。それゆえ、我々は、まず はBMWを罰し、そしてその将来においてBMWが違法行為をすることを抑止するというアラバマ州の正当な利益の範囲に注目する(38)。」

このように懲罰賠償を州の正当な利益を促 進する手段として位置付けていることからす ると、連邦最高裁も懲罰賠償を個人的制裁と いうよりも、むしろ社会的制裁と解している ことがわかる。また、「連邦制」の原則から すると、本件の不法行為事件はもともと州の 問題であることから、それに対して課される 懲罰賠償は「州内利益」を促進する範囲で認 められるものであり、その範囲から逸脱した 場合、すなわち「州外利益」をも求めている ような場合には、それは恣意的金額として合 衆国憲法第14修正におけるデュー・プロセ スを侵害する対象になると述べている。この ことからしても、懲罰賠償はやはり社会的制 裁を意味していることがわかる。さらに、連 邦最高裁は「州の主権と礼譲の原則から、州 は、他州において合法であるその不法行為者 の行為を変える目的で、自州の法違反をもと にして経済的制裁を課してはならない | ため(39)、 「経済的制裁は、自州の消費者や経済を守る ためにその州の利益によって支持されるもの でなければならない | という前提のもと(40)、 本件の懲罰賠償によって罰される対象となる 行為が「国家全体というよりも、アラバマ州 内で起こした行為のみに制限される」とし て、社会的利益を追求するといえどもそれが 州内に限定されることを示している。

以上、本判決の中で、「連邦制」の原則を前提にした上で、州不法行為事件においては他州の被害者に対する行為を懲罰賠償による処罰の考慮対象とすることを否定し、その社会的利益の追求範囲があくまでも「州内」に限定されるという大枠を明らかにした点で、ひとつの意義があると言えるだろう(41)。もっとも、本判決においては、本件懲罰賠償

が州外利益を求めた恣意的制裁であったかど うか、その正当な範囲を確定させるために、 連邦最高裁が州裁判所による懲罰賠償額の実 体的審査に介入していく根拠を示したこと、 また高額であるかどうかを実体的に審査して いくための3つの判断基準を示したところに も重要な意義がある。すなわち、懲罰賠償も 制裁であるため、被告が事前にどのような行 為に対してどれだけの懲罰賠償が課されるの かという「フェア・ノーティス (fair notice) | を受ける必要があるとして、それを受けたか どうかを判断するために、①被告の非難可能 性、②填補賠償額と懲罰賠償額の比率関係、 ③比較可能な違法行為に対する民事又は刑事 制裁との比較、という3つの判断基準(以下 で BMW v. Gore 指針という) を示した。しか し、上述した本稿の目的との関係から、その 分析には焦点を当てない。

## 2. State Farm v. Campbell 判決: 個人 主義的算定方式の示唆

BMW v. Gore 判決によって、懲罰賠償による社会的利益の追求は州内利益に制限されることが明らかにされたが、その反面で、懲罰賠償が社会的利益を追求する制裁であるということは、その金額を考慮する際に、当該原告以外の者の諸事情・社会的事情をも考慮すべきかのようにも思える。では、懲罰賠償額という手段において具体化していくなめにはいかなる事情をもとに判断していくのか。この点を明らかにしたのが、2003年ののか。この点を明らかにしたのが、2003年のおはを Farm v. Campbell 判決である。なお、本判決においても重要なポイントはいくつかあるが(42)、上述した本稿の視点との関係での重要なポイントに限定していく。

原告 X は交通事故により他人を死亡させ、 また重傷を負わせた。そのため、X は保険会 社 Y (ステイトファーム)の保険契約に加入 していたことから、Y に保険金の支払いを求

めたが、Yによって保険金を十分に支払うこ とが拒絶された。そこで、XはYに対して不 誠実、詐欺、そして精神的苦痛を意図的に加 えたことを理由として損害賠償請求訴訟を起 こした。本件陪審はYに対して、Xに填補賠 償260万ドル、懲罰賠償1億4500万ドルを支 払うことを認めたが、事実審裁判所としては 填補賠償を100万ドルに、懲罰賠償を2500万 ドルに減額するために、損害額縮減決定 (remittitur) を下した。これに対して双方が 上訴し、ユタ州最高裁は、BMW v. Gore 判決 の3つの指針を適用して、懲罰賠償を1億 4500万ドルに戻した。そこで、さらに Y が 連邦最高裁に上訴し、この裁量上訴が認めら れたというものである(43)。本件の結論とし ては、連邦最高裁は1億4500万ドルの懲罰賠 償額が実体的デュー・プロセス違反になると 判断した。

法廷意見を担当したケネディー裁判官は、 まず BMW v. Gore 判決で述べたように、実体 的審査をしていくために、被告にはフェア・ ノーティスを受ける権利があるということを 前提に、本件の被告がこれを受けたかどうか を BMW v. Gore 指針によって判断し始めた。 そして BMW v. Gore 指針で示された「被告の 非難可能性 | に関する本件ユタ州最高裁の判 断に対して、「ユタ州最高裁の見解は、Xに 直接向けられた行為というよりも、むしろそ の全国的な方針を理由にしてYを非難して いた、ということを明らかにする」と判断し た<sup>(44)</sup>。その上で、本件においても*BMW v*. Gore 判決と同様に、「連邦制の原則 | により、 州外での被告の合法な行為を理由にして、被 告を罰することに直接的に結びつけることは できないということを改めて言及した。しか しながら、被告を罰する根拠となる非難可能 性を判断していくための証拠上の扱いにおい ては、州外での合法行為であっても考慮され る場合があるとした。

「州外で合法とされる行為が、不法行為とされる州において、被告の行為の故意や有責性を明らかに示す場合には、州外での合法な行為でも証拠とされうるが、その州外で合法な行為は、原告の被った特定の損害に関係がなければならない。さらに、その行為が為された法域において合法であったという行為をもとにして被告を罰するために、州外行為に関する証拠を使うことはできないと陪審に説示しなければならない(45)。

このように、被告の非難可能性を判断するための証拠において、その州外での合法行為を違法とする州においても、当該原告の損害と具体的関係がある場合に限って、例外的にその州外の合法行為を限定的に使うことが許されることを明らかにした。ケネディー裁判官は、こうした判断基準に照らすと、本件ユタ州最高裁が「Xの損害に全く関係のない行為を罰し、抑止するために懲罰賠償を認めた」と判断したことで、実体レベルで非当事者の事情を考慮することを否定した(46)。その上で、ケネディー裁判官は、懲罰賠償を課すことを検討する際に注意すべき点について、次のような指針を示した。

「被告は原告に損害を与えた行為をもとにして罰されるべきであって、不快な者または企業であることを理由に罰されるべきではない。デュー・プロセスは、懲罰賠償の算定において、非難可能性の検討を装って、他の当事者による被告への仮定的請求の実体(merit)について判決することは教判所に認めていない。しかし、本件ユタ州最高裁がこれをしたということは疑いの一般的に、当事者以外の者は、別の原告の判決によって拘束されないため、このような根拠に基づいて罰することは、同じ行為に対して、何重もの懲罰賠償金を認める可能性を生み出すことになる(47)。」

このような判断に照らして、ケネディー裁判官は「本件では、非難可能性の分析の下、唯一関連のある行為は、Xに損害を与えた行為だけである」と判断した<sup>(48)</sup>。なお、本判決においては「填補賠償と懲罰賠償との比率が1桁の乗数比率(single-digit ratio)を超える金額は、実際には、ほとんどデュー・プロセスを満たさないだろう<sup>(49)</sup>」が、逆に「填補賠償が十分な場合には、もっと低い比率、おそらく填補賠償と同じ金額が、デュー・プロセスの保障において最大限に許される限界(outermost limit)となりうる<sup>(50)</sup>」と比率関係に言及した点にも重要な意義があるが、ここでは割愛する<sup>(51)</sup>。

# 3. *Philip Morris v. Williams* 判決: 第 三者損害をもとにした制裁の否定

State Farm v. Campbell 判決では、実体的デュー・プロセスの観点から懲罰賠償額の判断をしたもので、その算定に当たっては当該原告に生じた損害のみをもとにして判断していくとの判断を示したものであった。これに対して、以下で見る Philip Morris v. Williams判決は、手続的デュー・プロセスの観点から「第三者損害」をもとにして被告に懲罰賠償を課すことが憲法上許されるかどうかを判断したものである (52)。

本件は、ヘビー・スモーカーのA(Jesse Williams)は、特にマルボロの製造会社Y(Philip Morris USA)の愛煙家であり、その喫煙によって死亡したため、その夫人XがY対して過失及び詐欺を理由に損害賠償請求をするためオレゴン州裁判所に提訴したというものである。本件の陪審は、Aの死と喫煙との間に因果関係があること、Aは喫煙が安全であると考えたので喫煙したということ、Yは喫煙が安全であるということをAに故意及び詐欺的に信じさせたと認定し、填補賠償821,000ドル及び懲罰賠償7950万ドルを認め

た。しかし、事実審裁判官は BMW v. Gore 判決で示された 3 つの指針に照らして、懲罰賠償額を過大と認定し、それを3200万ドルまでに減額した。これに対し、両者が上訴したが、州上訴裁判所は Y の主張を退け、懲罰賠償を7950万ドルに戻した。そのため、Y は州最高裁に審査を求めたが、州最高裁はこれを否定した。そこで Y は連邦最高裁に上訴した結果、連邦最高裁は State Farm v. Campbell判決に照らして、本件を州上訴裁判所へ差戻した(53)。

しかしながら、その差戻審において州上訴裁判所は当初の見解に固執したため、Yは州最高裁にその審査を求めた。その際、Yは2つの主張をした。第1に、事実審裁判所は、陪審に対して、裁判所の面前にいない第三者に対する損害をもとにして、Yを罰することができないという説示をすべきであったという主張である。第2に、懲罰賠償額と填補賠償額の比率が、およそ100対1であり、"著しく過大"であるという主張である。しかし、州最高裁は、特にYの第1の主張を拒絶し、Yの非難行為に照らして、7950万ドルは"著しく過大"ではないと認めた。

そこでYは連邦最高裁に裁量上訴を求め、次の2点に限定して検討することを求めた。第1に、オレゴン州が第三者である被害者の損害を基にして罰することを認めたことは合衆国憲法に反するかどうかという主張である。第2に、オレゴン州が"懲罰賠償は原告の損害に合理的に関連しなければならないという憲法上の要請"を実際に無視したかどうかという主張である。しかし、連邦最高裁は第1の争点のみを検討するとした。結論としては、5対4でオレゴン州最高裁の判決が手続的デュー・プロセスの点から違憲であるとして破棄差戻しされた(54)。

本件において、法廷意見を代表したブライヤー裁判官によれば、合衆国憲法のデュー・プロセス条項は、被告を罰するために、第三

者に加えた損害、すなわち訴訟に実質的な関係のない者に加えた損害をもとにして州が懲罰賠償を使うことを禁止していると言う。この理由に関し、彼は以下3つの点を挙げている。

「ひとつには、デュー・プロセス条項は、 州が"利用できるあらゆる防御を与える機 会"を個人に最初に提供しないまま、個人 を罰することを禁止している(55) |。「また、 第三者の被害者への侵害をもとにした罰を 認めることは、懲罰賠償をほぼ無制限の範 囲にすることに等しいだろう。そのような 被害者がどれだけいるのか。彼らが受けた 損害はどれだけ深刻だったのか。いかなる 事情の下で損害が生じたのか。事実審裁判 所は非当事者である被害者に関するそのよ うな問題におそらく答えないだろう。陪審 は推測することを委ねられるだろう。そし て我々の懲罰賠償事件が言及するデュー・ プロセスの根本的懸念――恣意性、不確実 性、ノーティスの欠如といった諸リスク ---が拡大されるだろう<sup>(56)</sup>」。「最後に、 我々は他者に損害を与えたことを理由にし て被告を罰するために懲罰賠償を使うこと を支持する先例(authority)を見つけるこ とができない。(もっとも) 我々は、被告 の行為が惹き起こしたはずの潜在的 (potential) 損害に照らして、懲罰賠償の合 理性を考慮することは適切であると言っ た。しかし、ここで言う潜在的損害とは、 潜在的に 当該原告 に及ぼした損害である ということを明らかにした(57)」。

このようにブライヤー裁判官は、第三者損害をもとにして被告に制裁を課すことに対して、①被告に不意打ちをすることになるため不公平になるという理由、また②被害者総数及び各被害者の損害の程度といった把握し難いものを陪審が推測することによって恣意性などがより高まるといった実質的理由からそ

れを否定している。さらに③それに関する先例がないとの形式的理由も挙げ、第三者損害をもとに被告に懲罰賠償を課すことを否定した。しかしながら、懲罰賠償を判断する一連の過程において、「第三者損害」を全く利用することができないわけではないとも述べている。この点につき、以下のように言う。

「非当事者に対する現実的損害の証拠 は、原告を害した行為が一般大衆に対して 損害を惹き起こす潜在的危険性をも有し、 かつ特に非難に値するものであったという ことを示すのに役立つ。……しかし、上記 の理由から、陪審はそれ以上に「第三者の 損害を]利用することは許されず、そして 第三者への損害を直接的に考慮して被告を 罰するために懲罰賠償評決を使うことは許 されない(58)。 …… (省略) ……デュー・ プロセスは、陪審が誤った質問をしないよ うに、すなわち、非難可能性を判断するこ とを超えて、第三者に惹き起こした損害を もとに罰することをしないようにする保障 を提供することを州に要請している、と 我々は結論付ける(59)。|

このように、第三者損害は、被告の行為がいかに非難性の高いものであるのかを証明するために、すなわち被告の「非難可能性の程度」を証明するという意味で利用することは許されるものの、「損害賠償額の算定」という意味で利用することは許されないことを明確にした。こうした判断に照らすと、オレゴン州最高裁が誤った憲法上の基準を適用したと考えられるとして、オレゴン州最高裁が本件で定めた基準を適用するように本件を差戻した(60)。なお、その際に、本件の基準の適用により、再審理または懲罰賠償金の変更をする必要性があるので、本件の金額が憲法上でものとすると述べ、破棄差戻しをした(61)。

しかしながら、スティーブンス裁判官は反対意見の中で、以上のような法廷意見に対して批判的な立場に立ちつつ、まず填補賠償と 懲罰賠償の違いから「第三者損害」の利用に 関しても違いが生じてくることを次のように 説明している。

「私は、法廷意見と異なり、なぜ"裁判 所の面前にいない者に損害を与えたことを もとに"して違法行為者を罰するという利 益が、非難行為に対する適切な制裁を課す 際に考慮に入れるべきではないのか理由が わからない<sup>(62)</sup>。……(省略)……填補賠 償は被告が原告に与えた損害によって算定 されるのに対して、懲罰賠償は被告の行為 が惹き起こした又は脅かした社会的損害 (public harm) に対する制裁である。罰金 や自由刑のような刑事制裁と懲罰賠償金と の正当化理由の間にはほとんど違いがな い(63)。……(省略)……第三者の損害を 救済するために填補賠償を認めることは、 法の適正な過程によらずに、被告から財産 を取り上げることになるのも無理はないだ ろう。しかし、懲罰賠償金は、填補目的を 果たすのではなく、あらゆる刑事上のサン クションの基礎となる応報と抑止という全 く異なる目的を果たす<sup>(64)</sup>。|

このようにスティーブンス裁判官は、填補 賠償と懲罰賠償の目的の違いを前提にしたう えで、懲罰賠償は、刑事制裁と同様に、社会 的利益の追求を目的としている社会的損害に 対する制裁であるから、その判断においては 当該被害者の事情に限定する必要がなく、第 三者の事情も考慮しうるものとの見解に立っ ている。その上で、法廷意見の解釈に対する 重大な問題点を以下のように指摘している。

「法廷意見は、被告の非難可能性を判断 する際に、第三者損害を考慮することは許 されるとするが、被告を"直接"罰するために第三者損害を考慮することは禁じられるとして、その区別をしている。[しかしながら] 私にはこの繊細な差異がわからない。[すなわち] 第三者に対する損害が被告の非難可能性を高めたという理由で、陪審が懲罰賠償額を増額した場合には、当然ながら、陪審は第三者損害をもとに被告を直接的に罰することになる「からである] (65)。

このように第三者損害を被告の非難可能性 においてという判断ファクターの側面では考 慮できるとしつつも、それを金額の側面にお いては考慮できないという論理は実際には無 意味であるとの指摘をしている。ましてや陪 審がその点を精密に分けて実際に算定するこ とは一般的により困難であると考えられるこ とからすると、スティーブンス裁判官の見解 の方がより説得的であると言える。また、法 廷意見は「第三者損害 | について、形式的に は手続的側面から議論をしているようである が、彼によれば実質的には実体的側面に関す る議論をしているものと考えているため(66)、「新 たな実体法上のルールを宣言した」と述べた ことにも一理あると言える。いずれにして も、懲罰賠償額の算定をする際には、被告の 不法行為による直接の被害者のみならず、第 三者の損害も考慮して算定すべきという彼の 見解の方が説得的である。

#### 4. 連邦最高裁判決の傾向と課題

以上、3つの連邦最高裁判決を併せて考慮 すると、次のような傾向が見えてくる。

まず1996年の BMW v. Gore 事件において、 懲罰賠償が社会的利益を追求するものである ことが明確に示された。すなわち、連邦最高 裁が州の懲罰賠償に対する審査をしていく際 に、懲罰賠償による制裁及び抑止が「州内利 益」にとって合理的に必要な範囲でのみ認め られるとの前提をもとにして、その制裁及び 抑止が州外利益を求めるほどの「著しく過大な」ものであるのならば、それは被告の財産を恣意的に奪う制裁であるため、デュー・プロセス違反になるとした。そして、実際に、連邦最高裁は懲罰賠償額の算定において、アラバマ州を含めた14州で再塗装された車の損害額も考慮することを認めたアラバマ州最高裁の見解ではなく、州外での違法行為を考別を支持した(67)。このことからすると、懲罰賠償の制裁・抑止は、原告の私的応報を認めるのではなく、むしろ州内の社会的利益を実現するものとして解していることがわかる。

しかしながら、2003年の State Farm v. Campbell 判決以降、その実現手段である懲罰賠 償額の算定においては、結局、社会的事情を 考慮するのではなく、個人主義的な算定方式 へと向かっていく方向性を示した。すなわ ち、State Farm v. Campbell 判決において、連 邦制の原則を前提にしつつ、懲罰賠償額の実 体的審査をする指針のひとつである「被告の 非難可能性」の判断をしていく際に、「州外 で合法とされる行為が、不法行為とされる州 において、被告の行為の故意や有責性を明ら かに示す場合には、州外での合法な行為でも 証拠とされうるが、その州外で合法な行為 は、原告の被った特定の損害に関係がなけれ ばならない(68)。」と述べ、「当該原告が被っ た特定の損害との関連性 | が必要であること を強調した。また同判決において「デュー・ プロセスは、懲罰賠償を算定する際に、非難 可能性の分析を装って、当事者でもない者に よる仮定的請求の判断を裁判所に認めていな い」ということも述べ、やはり「当該原告」 との関係でのみ懲罰賠償が認められることを 強調している<sup>(69)</sup>。したがって、これらの点 を考慮すると、確かに懲罰賠償は社会的意義 をもった制裁であるものの、それを具体化す る金銭的判断においては、個人主義的算定方 式によって判断していくということになろう(70)。

この個人主義的算定方式は、2007年の Philip Morris v. Williams 判決からも明確に読 み取ることができる<sup>(71)</sup>。この判決における 法廷意見は、第三者損害をもとに被告に懲罰 賠償を課すこと自体を手続的に否定したもの であるが、実質的には懲罰賠償を課す基礎に ついての実体的規制を加えたものであり(72)、 やはり個人主義的算定方式へと傾斜している ことを示していると言える。もっとも、法廷 意見によれば、金額の算定において第三者損 害を考慮できないとしつつも、非難可能性の 判断においては第三者損害を考慮できると述 べている。このことからすると、法廷意見が 必ずしも個人主義的算定方式に傾斜している わけではなく、社会的意義をもった懲罰賠償 を認めてしていく余地が残されているように も思える。しかしながら、法廷意見が「非当 事者に対する現実的損害の証拠は、原告を害 した行為が一般大衆に対して損害を惹き起こ す潜在的危険性をも有し、かつ特に非難に値 するものであったということを示すのに役立 つ」と述べていることからすると<sup>(73)</sup>、結局 のところ、法廷意見による非難可能性レベル での第三者損害の考慮は、当該原告の懲罰賠 償判断との関係で、被告の行為の悪質性を示 すための、いわば資料的な一要素として位置 付けているに過ぎないと言えるだろう。この ことからすると、全体としては、やはり懲罰 賠償の算定は当該原告との関係をもとにした 個人主義的な算定方式へと傾斜していると評 価できる。

以上の連邦最高裁判決の傾向を見ると、懲罰賠償は社会的利益を追求するものとして解されているものの、その実現手段である賠償額の判断においては当該原告との関係に限定されるとしたことから、現実的にはその概念・目的と手段とが乖離しているものと言えよう。もちろん、Philip Morris v. Williams 判決で言及されたように、金銭的判断において当該原告以外の諸事情を考慮することは、

デュー・プロセスの根本的懸念である、金額の恣意性、被害者総数(後発的被害者)や損害全体の不確実性、被告へのノーティスの欠如といった問題が拡大されるからであるが、このような連邦最高裁の見解からすると、当該原告による懲罰賠償を通じた社会的利益の実現は、現実的には制裁を課したことによる反射的効果として認められるということも、そのように解するのの不法をあるかってのように懲罰賠償を私的とというの間に一貫性があるようにも思えるが、とっても連邦最高裁は懲罰賠償の概念とでの算定方法との一貫性をどのように説明するのかが課題であろう。

## Ⅳ おわりに:本稿の総括と今後の課題

#### 1. 本稿の総括

- (1) 以上、本稿においては、州判例法および連邦判例法において懲罰の概念が歴史的にどのように変容してきたのか、そしてとりわけ連邦最高裁は損害賠償の金額としてそれをどのように具体的に判断するのかという点に着目しつつ、現実的にはその概念・目的と手段に乖離が見られるということを分析してきた。
- (2) アメリカでは18世紀末から判例法において懲罰賠償が認められるようになったものの、この段階においては填補や制裁といった要素が混在している状態であった。しかし、19世紀中頃から、民刑分離の議論に関連して問題になった「二重の危険」をめぐる問題の中で、刑事罰との違いが意識され、各州裁判所の判決の中で「懲罰」とは何かについて、唆され始めた。その結果、一般的には多くの州裁判所では被害者個人になされた不法行為(私的不法行為)に対する制裁、すなわち私的・個人的応報としての制裁が認められるに至った。

しかし、20世紀後半には、製造物責任訴訟に見られるような「大量不法行為」という新たな不法行為類型が社会的問題として浮上したことに伴って、懲罰賠償の概念も社会全体に大きな影響を及ぼす不法行為(公的不法行為)に対して課される社会的意義をもった制裁へとその概念が変容していった。そして、刑事法や行政法によっては大量不法行為に十分に対応できないとの認識のもと、懲罰賠償がそれらを補充していくものとして考えられた。こうした状況のもと、刑事制裁との比較が意識され、懲罰賠償を課される被告に憲法保障が認められないことに対して問題がしばしば指摘され始めた。

(3) これを受けて、連邦最高裁はデュー・ プロセスをもとにしてその法規制・法整備を 始めた。そして、1996年のBMW v. Gore 事件 において、連邦最高裁は懲罰賠償を個人的応 報としてではなく、州内における社会的利益 を促進するものとして明確に言及した。しか しながら、それ以降、その実現手段である懲 罰賠償の判断においては、基本的には当該原 告の事情にのみ着目していく個人主義的な算 定アプローチを強調していった。すなわち、 2003年のState Farm v. Campbell 判決では、「連 邦制の原則 | を前提にして、被告の非難可能 性を判断する際に、州外で合法とされる行為 を違法とする州において州外の合法行為を考 慮することは原則としてできないとしつつ、 例外的に「当該原告の損害と具体的関係があ る場合」に限って、その州外の合法行為を考 慮することが許されることを明らかにした。 また「デュー・プロセスは、懲罰賠償を算定 する際に、非難可能性の分析を装って、当事 者でもない者による仮定的請求の判断を裁判 所に認めていない | と述べたことからする と、その算定において当該原告の事情をもと に算定をしていくことを示したと言える。こ のことは第三者損害をもとに被告に懲罰賠償 を課すことを明確に否定した2007年のPhilip

Morris v. Williams 判決からも裏付けられる。したがって、このような連邦最高裁の判決の傾向からすると、懲罰賠償は社会的利益を促進するとしつつも、その実現手段である金額判断においては潜在的被害者総数の問題なども背後にあり、個人主義的算定に進んでいるため、現実的にはそれらの間に乖離が生じていると言える。このような現実に対して連邦最高裁が今後どのように対応していくのかは、引き続き注目していく必要があるだろう。

### 2. 若干の示唆と今後の課題

(1) 本稿の「はじめに」において述べたように、本稿では判例法史という観点から「懲罰」賠償の理論を分析したに過ぎないが、本稿の分析結果から日本法、特に制裁的慰謝料説に対して若干の示唆を得ることはできる。裁判実務上、現在の日本不法行為法のもとで制裁としての損害賠償を主張する場合、一般的には制裁的慰謝料という方法がとられる。そして実際に近年のいくつかの不法行為事件において原告側によって制裁的慰謝料が主張されてきたが(74)、そこでの主張には、本稿で取り上げてきたアメリカの判例法における一連の動きから、日本法に対して次の点を示唆することができるだろう(75)。

ひとつめは、民事損害賠償における制裁の概念をどのように解するかという問題である。近年の不法行為事件に関する裁判実務において原告側が被告に対して制裁的慰謝料を請求しているものを見ると、確かに原告側は加害者に対する私的応報としての意味合いもその背後に隠れているのであろうが、請求というがを見る限り「違法行為の抑止」という社会的利益を追求することをより重視して請求している傾向にある(76)。しかしながら、それが社会的利益追求のためであっても、利益獲得を目的とする事件類型とそれ以外の事件類型では民事制裁の内容が異なるにもかかわらず、制裁的慰謝料という形ですべて対応して

いる。そのため、日本法においては、刑事制裁など他の制裁との違いも意識しつつ、違法な利益を吐き出す手段としての制裁とそうでない一般的な制裁に分けた形にするのか、それとも事件類型にとらわれない一般的な制裁という形にするのかを検討していくことが、将来における議論(例えば憲法保障の適用の可否など)の進展につながると言える。

ふたつめは、社会的利益を追求するための 制裁として民事制裁を解した場合、どのよう なファクターを考慮してそれを実現していく のか、その算定方法・項目の問題である。例 えば、アメリカ連邦最高裁判例で見られたよ うに、日本法でも制裁的慰謝料は社会的利益 を追求するものであるとするならば、賠償金 の算定という場面においては、いかなる要素 を考慮するのか。例えば、大規模な被害が生 じた事件において、第三者損害を考慮すると 恣意性などのリスクが高まることから、当該 原告と被告との関係や諸事情に限定して判断 していくとするのか、それとも社会的利益を 追求するものであるからやはり他の被害者の 損害状況などその他の社会的事情も考慮して いくとするのか。こうした賠償額の算定・項 目に関する問題を視野に入れていくことも、 議論を進展させるためには必要であろう。

(2) なお、近年のアメリカの学説においては、連邦最高裁における一連の合憲性の問題を受けて、なぜ刑事罰や行政罰があるにもかかわらず、さらに懲罰賠償が必要なのか、またその民事上の制裁とはいかなる概念なのかった根本的問題に対し、従来のような観といった根本的問題に対し、従来のようの観点からその理論的な説明に試みるものがいとのよび、連邦最高裁のように変制になった。この試みのかりに、例えば、連邦最高裁のように懲罰賠償とが歴史的に誤りであって、やはり懲罰賠償とが歴史的に誤りであって、やはり懲罰賠償とが歴史的に誤りであって、つ見解からるであるとの見解があるでで、この見解から

すれば、当該原告との事情に照らして判断していくことになるため、連邦最高裁判決に見られる概念・目的と手段の乖離といった問題は生じないことになるだろう。もちろん、この他にも多くの見解があるが、いずれにしても、今後は、日本不法行為法での議論をする前提作業として、まずはアメリカの各学説において、どのように懲罰賠償の理論的説明をしていくのかという点に着目していくことが課題となる。

#### 注

- (1) 「新しい法益と不法行為法の課題」NBL936号(2010年) 8-64頁、NBL937号(2010年) 18-34頁を参照。また山下純司・能見善久・大村敦志ほか「シンポジウム 新しい法益と不法行為法の課題」私法73号(2011年)も参照。
- (2) 藤岡康弘『損害賠償法の構造』(成文堂、2002年)33-39頁、森田果=小塚荘一郎「不法行為法の目的――『損害填補』は主要な制度目的か」NBL874号(2008年)14頁、瀬川信久「不法行為法の機能・目的をめぐる近時の議論について」『社会の発展と権利の創造――民法・環境法学の最前線――』(有斐閣、2012年)349-371頁。窪田充見『不法行為法』(有斐閣、2007年)18-21頁も参照。
- (3) 例えば、我妻榮ほか『我妻・有泉コンメンタール民法(総則・物権・債権)』(日本評論社、第2版、2008年)1284-1285頁及び1351頁、吉村良ー『不法行為法』(有斐閣、第4版、2010年)16頁を参照。また、最判平成5年3月24日民集47巻4号3039頁、最判平成9年7月11日民集51巻6号2573頁を参照。
- (4) 最判平成4年6月25日民集46巻4号400頁。さらに、こうした立場の中には、損害填補を推し進めていくことこそ、近代大陸法系諸国にとって「法の進化」であるとまで主張されることもあった(加藤一郎『不法行為』(有斐閣、増補版、1974年)3-5頁及び228頁)。
- (5) 例えば、最判平成9年7月11日民集51巻6号 2573頁、横浜地判平成18年4月18日判時1937号 123頁を参照。なお、平井教授も損害填補、抑止、

- 制裁といった諸機能を認めているが、その際に「不法行為法は損害填補の機能を有するという命題もそれほど自明ではない」と述べている(平井宜雄『損害賠償法の理論』(東京大学出版会、1973年)458頁。)。窪田充見『不法行為法』(有斐閣、2007年)18-21頁も、不法行為法の目的と機能を明確に区別して説明している。
- (6) 吉村顕真「日本不法行為法における民事制裁論の歴史と展望――損害賠償法における『制裁』の実体に着目して――」龍谷法学43巻2号198-293頁(2010年)、吉村顕真「日本における近年の懲罰的賠償論」比較法研究72巻(2011年)129-135頁。
- (7) 利益吐き出しとしての損害賠償に関する近年の 文献としては、例えば、後藤巻則『損害賠償と制 裁(特集 不法行為法の新時代)』法時78巻8号 (2006年) 54-59頁、山下純司『補論 不法行為に おける利益吐き出し責任(日本私法学会シンポジ ウム 新しい法益と不法行為法の課題)』NBL937 号(2010) 26-34頁がある。
- (8) 日本法において初めて制裁的慰謝料を主張した 論者として、戒能通孝著(清水誠編・解説)『公 害(戒能通孝著作集 III)』(日本評論社、1977年) 244頁。その初出は、戒能通孝「不法行為に於け る無形損害の賠償請求権(1)」法協50巻2号(1932年) 53頁、戒能通孝「不法行為に於ける無形損害 の賠償請求権(2完)」法協50巻3号(1932年) 116頁。
- (9) Genay v. Norris, 1 S.C.L. (1 Bay) 6 (S.C. 1784). サウスキャロライナでは、連邦に加入する前段階である「邦」の時期に、懲罰賠償を判例法上で認めた。なお、判例法において明確な言葉で懲罰賠償が認められる以前の状況につき、吉村顕真「19世紀アメリカ合衆国における懲罰的損害賠償の形成過程——近代損害賠償法における『懲罰的』要素の意義——」龍谷法学40巻3号 (2007年) 121-128頁を参照。
- (10) *Id*. at 7.
- (11) Coryell v. Colbaugh, 1 N. J. L. 90 (1791).
- (12) Id. at 91.
- (13) Id.
- (14) 吉村·前揭注(9)121-135頁。 Martin H. Redish & Andrew L. Mathews, Article: Why Punitive Damages Are Unconstitutional, 53 Emory L. J. 1, 15 (2004).

- (15) その他にも、懲罰賠償を無形の損害填補や訴訟 費用の填補として解する州裁判所もあった。これ に関しては、吉村・前掲注(9)135-162頁を参照。
- (16) Hendrickson v. Kingsbury, 21 Iowa 379 (1866).
- (17) Id. at 391.
- (18) なお、懲罰賠償は確かに罰の目的で作用するものの、それは原告の損害に対する「補償」として認められるとした上で、懲罰賠償は加害行為の態様によって損害が増大したので認められると解釈する州最高裁もあった(Chiles v. Drake, 59 Ky. 146, 151 (1859).)。
- (19) Brown v. Swineford, 44 Wis. 282, 287-88 (1878).
- 20) *Brown*, 44 Wis. at 287-88. なお [ ] 内の言葉 は、筆者による補充である。
- Edmunds v. Atchison, T. & S. F. R. Co., 174 Cal. 246, 250 (1917); Winans v. Cong. Hotel Co., 227 Ill. App. 276, 285 (1922); Watts v. S. Bound R.R., 38 S.E. 240, 242 (S.C. 1901); Zick v. Smith, 112 A. 846, 846 (N.J. Sup. Ct. 1921); Beaulieu v. Great N. Ry., 103 Minn. 47, 53 (1907).
- (22) Semra Mesula, Note: Collective Rewards and Limited Punishment: Solving the Punitive Damages Dilemma with Class, 104 Colum L. Rev. 1114, 1123 (2004).
- (23) John Calvin Jeffries, Commentary: A Comment on the Constitutionality of Punitive damages, 72 Va. L. Rev. 139, 141 (1986); Alan Schulkin, Notes and Comments, Mass Liability and Punitive Damages Overkill, 30 Hastings L. J. 1797, 1798 (1979)
- (24) Mesula, supra note 22, at 1123.
- (25) Romo v. Ford Motor Co., 6 Cal. Rptr. 3d 793, 800 (2003).
- 26) Grimshaw v. Ford Motor Co., 174 Cal. Rptr. 348 (1981). この事件に関する邦語文献として、例えば、道垣内正人「懲らしめとしての損害賠償」法教154号(1993年)63-65頁、中村弘『製造物責任の基礎的研究』(同文舘出版、1995年)227-229頁、小林秀之責任編集『新製造物責任法体系 I [海外篇]』(弘文堂、1998年)169-171頁がある。
- 27 Id. at 358. なお、当時のカリフォルニア州法では、欠陥自動車を市場へ流通させたことに対する刑事罰の上限は1000ドルであったと言う(Thomas Koenig & Michael Rustad, Article: "Crimtorts" as Corporate Just Deserts, 31 U. Mich. J. L. Reform

289, 313-14 n.101. (1998).)<sub>o</sub>

- (28) Grimshaw, 174 Cal. Rptr. 348, at 358.
- (29) Id. at at 384.
- (30) Id. at 382-83.
- (31) 詳しくは、吉村顕真「20世紀アメリカ合衆国における懲罰的損害賠償の改革過程――現代損害賠償法における『懲罰的』要素の意義と課題――」 龍谷法学42巻2号(2009年)121頁-148頁を参照。
- (32) この問題点を明確に指摘するものとして State Farm v. Campbell, 538 U. S. 408, 417-18 (2003) がある。
- (33) なお、この時期のアメリカでは、公法の領域において制裁や抑止を求めた場合に様々な憲法上の制約が問題となることが考慮され、より柔軟な対応ができる私法の領域で同じ目的を達成しようというプラグマティクな思想があったとの意見がある(早川吉尚「懲罰的損害賠償の本質」民商110巻6号(1994年)112頁及び118頁。)。
- (34) 連邦最高裁の判例法が州裁判所の法的判断方法 に影響を与えたものは多くあるが、例えば、以下 において見る State Farm v. Campbell 事件におい て、ユタ州最高裁は懲罰賠償額の合憲性を審査す る際に BMW v. Gore 判決で示された 3 つの指針に 基づいてその判断をしている。また、Philip Morris USA v. Williams 事件においても事実審裁 判官はBMW v. Gore 判決に照らして懲罰賠償額の 審査をしている。連邦裁判所による州裁判所への 介入について論じたものとして、Catherine M. Sharkey, Federal Incursions and State Defiance: Punitive Damages in the Wake of Philip Morris v. Williams, 46 Willamette L. Rev. 449 (2010) を参 照。なお、以下でみる BMW v. Gore 判決後の下級 審判決における填補賠償額と懲罰賠償額との比率 関係への影響については、会沢恒「懲罰的賠償の 終焉!?:私人は法を実現できないのか!?(2)」北 大法学論集59巻3号(2008年)569-562頁を参照。
- 35 BMW v. Gore 判決前の状況については、吉村・前掲載(31)121頁 148頁を参照。連邦最高裁における一連の動向に関する近年の論文として、会沢恒「懲罰的賠償の終焉!?:私人は法を実現できないのか!?(1)(2)(3)」北大法学論集59巻1号(2008年)522頁以下、3号570頁以下、4号195頁以下、会沢恒「米国懲罰的賠償制度の近時の動向」法の支配162号(2011年)18-27頁を参照。
- (36) BMW of North America, Inc. v. Gore. 517 U.S.

559 (1996).

- 37 Id. at 566. アラバマ州最高裁は Green Oil 基準 (Green Oil Co. v. Hornsby, 539 So. 2d 218, 223-224 (Ala. 1989).) に基づいて懲罰賠償額の審査をし た。
- (38) Gore, 517 U.S. 559 at 568.
- (39) Id. at 572.
- (40) Id. at 573.
- (41) Id. at 574.
- (42) State Farm Mut. Automobile Ins. Co. v. Campbell, 538 U. S. 408 (2003). なお、これに関する邦語文献として、伊藤壽英「判批」ジュリ1251号 (2003年) 185-189頁、浅香吉幹 [2004-1] アメリカ法149-154頁、山口正久「判批」国際商事法務31巻10号 (2003年)1375-1385頁、山口正久「判批」金城学院大学論集46巻 (2003年)13-30頁、会沢・前掲注35北大法学論集59巻1号508-503頁、吉村・前掲注33164-172頁を参照。
- (43) なお、ユタ州には、懲罰賠償額そのものを制限 する上限立法はない。
- (44) Id. at 420.
- (45) Id. at 422.
- (46) Id.
- (47) Id. at 423.
- (48) Id.
- (49) Id. at 425.
- (50) Id.
- (51) なお、連邦海事コモン・ロー事件ではあるが、 Exxon Shipping Co. v. Baker, 554 U.S. 471, 128 S. Ct. 2605 (2008). において、連邦最高裁は填補賠償と懲罰賠償の比率関係を1:1とした。これに関する邦語文献として、吉村顕真[2009-1]アメリカ法210-216頁、籾岡宏成「混迷を深めるアメリカの懲罰的損害賠償制度――エクソン判決(2008年)評釈――」北海道教育大学紀要(人文科学・社会科学編)61号 (2010年)87-98頁参照。
- (53) Philip Morris USA v. Williams, 540 U.S. 801 (2003).
- 64 ブライヤー裁判官が法廷意見を代表し、ロバー

ツ裁判長、ケネディー裁判官、スーター裁判官、 アリトウ裁判官が同調した。一方、スティーブン ス裁判官、トーマス裁判官、ギンスバーク裁判官 は反対意見を述べた。

- (55) Williams, 549 U.S. 353.
- (56) Id. at 354.
- (57) Id.
- 58 *Id.* at 355. なお、[ ] 内の言葉は筆者による補 充である。
- (59) Id.
- (60) Id. at 357-58.
- (61) *Id.* at 358. なお、差戻審に関しては Williams v. Philip Morris Inc., 176 P.3d 1255, 1260 (Or. 2008). を参照。
- (62) Id. at 358 (Stevens, J., dissenting).
- (63) Id. at 358-59.
- (64) Id. at 359.
- (65) *Id.* at 360. なお、[ ] 内の言葉は筆者による 補充である。
- (66) 会沢・前掲注(35)北大法学論集59巻3号1667頁 も参照。
- (67) 会沢・前掲注(35)北大法学論集59巻1号509頁も 参照。
- (68) Campbell, 538 U.S. 408, 422.
- (69) Id.
- (70) Laura J. Hines, Due Process Limitations on Punitive Damages: Why State Farm Won't Be the Last Word, 37 Akron L. Rev. 779, 810 (2004).
- (71) Williams, 549 U.S. 346.
- (72) 会沢・前掲注(35)北大法学論集59巻3号1667頁 も参照。
- (73) Williams, 549 U.S. 355. なお、[ ] 内の言葉は 筆者による補充である。
- (74) 日本の裁判実務上において原告側が制裁的慰謝 料を主張した事件をまとめたものとして、吉村・ 前掲注(6)262-279頁を参照。
- (5) もっとも、懲罰賠償と制裁的慰謝料では、損害 賠償法の中における位置づけや損害賠償算定者な どが異なっているものの、懲罰・制裁の概念及び それに対応した算定方法・要素という本質的部分 においては共通している。
- (76) 例えば、利益獲得を目的とする不法行為に対して制裁的慰謝料を請求したものとして、大阪地判平成11年6月9日家裁月報51巻11号153頁、横浜地判平成18年4月18日判時1937号123頁、松山地

判平成18年6月7日金融商事判例1296号44頁がある。また、生命を侵害する不法行為に対して制裁的慰謝料を請求した事例として、京都地判平成19年10月9日判夕1266号262頁、長野地松本支判平14年12月4日判夕1147号245頁、熊本地判平成18年7月13日訟務月報55巻3号797頁がある。

(77) Thomas B. Colby, Article: Beyond the Multiple Punishment Problem: Punitive Damages as Punishment for Individual, Private Wrongs, 87 Minn. L. Rev. 583 (2003); Thomas B. Colby, Article: Clearing the Smoke from Philip Morris v. Williams: The Past, Present, and Future of Punitive Damages, 118 Yale L.J. 392 (2008).